

新・水先引受事務要領

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 所在地：舞鶴市字喜多1105番1、舞鶴211ビル 6階</p> <p>(2) 電話による受付 電話番号：0773-77-5587</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 Fax 番号：0773-77-5587</p> <p>(4) 電子メールによる受付 メール・アドレス：maizuru-pilot@io.ocn.ne.jp</p>
受付事項	<p>水先の求めの受付に当たっては、次のすべての事項について利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船 該当の有無、速力 および 積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者(水先法第3条)の氏名 又は 名称 および 住所</p> <p>(3) 水先区間 および 水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等(消費税法) 該当の有無 および 検疫の要否</p> <p>(5) その他、利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間 および 休日を確保し、水先の求めの受付を計画的に行うことにより、会員の安全、かつ 確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
受付条件	<p>水先の求めの受付に当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. <u>水先人の選任について利用者からの要請がない場合</u></p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の12時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象 および 海象の状況 並びに 水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. <u>水先人の選任について利用者からの要請がある場合</u></p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p>

<p>受 付 条 件</p>	<p>イ、当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p>ロ、当該要請が水先開始予定時刻の24時間前から12時間前までに申し込みされたものであること。（但し、12時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。）</p> <p>ハ、当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。 この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間（1時間）及び休息時間（1時間）を含めるものとする。</p> <p>二、以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p>
<p>連 絡</p>	<p>本会が受付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対して連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他の確実な手段により行うものとする。</p>

(平成28年1月8日)

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	5万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）

安全運航基準

火力発電所等への入出港（接離岸）

1. 気象・海象

- ・接岸は岸壁付近の風速が15m/sec. 以下とする。
- ・接岸は岸壁付近の波高が1.5メートル以下を目安とする。
（ウネリの方向により1.5m以上でも差し支えない場合がある）
- ・原則として視程1マイル以上とする。

2. その他

- ・本船の喫水の確認
石炭棧橋は13.62m以下とし、他の港内バースは5%以上のUKCを確保する。
- ・他船、特に自衛艦の動静を確認する。
特に三本松鼻付近での出会い関係に注意をする。
- ・PS. 付近の風向、風速、ウネリの方向などによっては、上記の基準どおりに行動できないことが多いので、入港船の場合はPS付近での状況確認により判断をする。
一概に港内の数値だけで判断をしないこと。